

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月5日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
佐渡警察署	署所在地		佐渡市のうち阿佛坊、真野大川、大倉谷、大須、金丸、国分寺、静平、下黒山、真野新町、背合、大小、田切須、滝脇、竹田、椿尾、豊田、長石、名古屋、西三川、真野、吉岡、四日町	佐渡西警察署			
	相川交番	佐渡市相川羽田町	(略)		署所在地		(略)
(略)				(略)			
	佐和田交番	(略)			佐和田幹部交番	(略)	
(略)				(略)			
	吉井駐在所	(略)			吉井駐在所	(略)	
				真野交番	佐渡市吉岡		佐渡市のうち阿佛坊、真野大川、大倉谷、大須、金丸、国分寺、静平、下黒山、真野新町、背合、大小、田切須、滝脇、竹田、椿尾、豊田、長石、名古屋、西三川、真野、吉岡、四日町
(略)				(略)			
	両津交	佐渡市	(略)	佐渡	署所在地		(略)

	番	両津湊	
	(略)		
	(略)		
長岡 警察 署	(略)		
	越路交 番	長岡市 浦	長岡市のうち来迎寺、 朝日、浦、神谷、釜ヶ 島、飯島、篠花、越路 中沢、越路中島、岩野 (通称仲島を除く。)、 西野 (通称泉島を除 く。)、飯塚、沢下条、 飯島善兵エ古新田
	塚山駐 在所	長岡市 西谷	長岡市のうち塚野山、 西谷、東谷、千谷沢、 岩田、不動沢
	(略)		
(略)			

東警	地		
察署	(略)		
	(略)		
長岡 警察 署	(略)		
	越路交 番	長岡市 浦	長岡市のうち来迎寺、 朝日、浦、神谷、釜ヶ 島、飯島、篠花、越路 中沢、越路中島、岩野 (通称仲島を除く。)、 西野 (通称泉島を除 く。)、飯塚、沢下条、 岩田、不動沢、飯島善 兵エ古新田
	塚山駐 在所	長岡市 西谷	長岡市のうち塚野山、 西谷、東谷、千谷沢
	(略)		
(略)			

附 則

この規則中別表佐渡警察署の部の改正は平成31年11月2日から、その他の改正は公布の日から施行する。